

厚生労働省の取り組み

1 食品中の放射性物質対策

食品中の放射性物質の基準値を設定し、検査を行い、基準値を超えている場合には、出荷を止めるなどの対策をとっています。

平成24年4月から、食品中の放射性物質について、現行の基準値を定めました。

基準値を超える食品が流通しないよう、国のガイドラインに基づいて地方自治体が検査を行っており、すべての検査結果を、厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」で公表しています。

基準値を超える食品が地域的に広く認められた場合には、地域や品目ごとに出荷制限を行い、流通を止めます。また、各地での検査は、作物の出荷が始まる直前に行うなど、基準値を超える食品が市場に出回ることを防ぐ工夫をしています。

放射性物質の基準値

平成24年4月から、食品衛生法に基づく規格として、食品群ごとに放射性セシウムの上限を定めました。

基準値については、食べ続けたときに、その食品に含まれる放射性物質から生涯に受ける影響が、十分小さく安全なレベル（年間1ミリシーベルト以下）になるように定められています。

放射性セシウムの基準値

食品群	基準値（1kgあたり）
一般食品	100ベクレル
乳児用食品	50ベクレル
牛乳	
飲料水	10ベクレル



放射性物質の検査の様子

対策の流れ

検査を実施

結果をすべて公表

もし、基準値を超えたら

その食品をロットごとに回収・廃棄

地域的な広がりがあったら

地域・品目ごとに出荷をストップ

（原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限）

著しく高い値だったら

自家栽培など食べるのもストップ

（原子力災害対策特別措置法に基づく摂取制限）

取り組み内容

基準値の設定	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故後、食品中の放射性物質の暫定規制値をすみやかに設定。その後、長期的な観点から新たな基準値を設定し、平成24年4月1日から施行
検査結果の公表	地方自治体などが行った検査結果をとりまとめ、厚生労働省のホームページですべて公表（※1）
出荷制限など	国（原子力災害対策本部）が、出荷制限・摂取制限を行っている食品については、厚生労働省のホームページで公表（※2）
消費者等への情報提供	厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」を随時更新（※1、※2を含む） http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html